



平成 年 月 日 税務署長殿		所管	業種目	概況書	要否	別表等	※	連結申告	一連番号
納税地	電話( ) -	連結親法人 整理番号					※	連結グループ 整理番号	
(フリガナ)							税務	連結事業年度 (至)	
連結親 法人名		経理責任者 自署押印					署	売上金額	
(フリガナ)							処	申告年月日	
代表者 自署押印		旧納税地及び 旧法人名等					理	申告区分	庁指定
代表者 住所		添付書類		貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、個別帰属額に關する書類、事業概況書、組織再編に係る移転契約書等の明細書			欄	通信日付印	確認印
								省略	年 月 日
								直前年度 前事業	年 月 日

別表一(二)(三) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書(特定の医療法人の分...平成二十三・六・三十以後終了連結事業年度分)

平成 年 月 日

連結事業年度分の

申告書

平成 年 月 日

翌年以降 送付要否	要	○	否	○
適用額 細明細書 提出の有無	有	○	無	○
税理士法第30条 の書面提出有	○	税理士法第33条 の2の書面提出有	○	

		十億	百万	千	円			十億	百万	千	円	
連結所得金額又は 連結欠損金額 (別表四の二「52」の①)	1					この申告 による 還付金額	14					
法人税額 (32)	2					この申告が 修正申告である 場合	15					
法人税額の特別控除額 (別表六の二「27」+別表六の二「28」+別表六の二 「29」+別表六の二「30」+別表六の二「31」+別表六の二 「32」+別表六の二「33」+別表六の二「34」+別表六の二「35」)	3					この申告 が修正申告 である場合	16					
差引法人税額 (2)-(3)	4					この申告 が修正申告 である場合	17					
リース特別控除取戻税額 (別表六(十三)「30」+別表六(十六) 「30」+別表六(二十)「30」+別表六 (二十三)「30」+別表六(三十三) 「31」)	5					この申告 が修正申告 である場合	18					
課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三 (二)の二「25」+別表三(三) 「20」)	6			0	0	この申告 が修正申告 である場合	19					
同上に対する税額 (33)+(34)+(35)	7					この申告 が修正申告 である場合	20					
法人税額計 (4)+(5)+(7)	8				0	0	この申告 が修正申告 である場合	21				
仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額	9					この申告 が修正申告 である場合	22				0	0
控除税額 ([(8)-(9)]+(38)のうち少ない金額)	10					この申告 が修正申告 である場合	23					
差引連結所得に対する法人税額 (8)-(9)-(10)	11				0	0	この申告 が修正申告 である場合	24				
連結中間申告分 の法人税額	12				0	0	この申告 が修正申告 である場合	25				
控引この申告 に納付すべき 法人税額 (11)-(12)	13				0	0	この申告 が修正申告 である場合	26				
法人税額の 計算	27				0	0	この申告 が修正申告 である場合	30				
(1)の金額又は800万円× 相当額のうち少ない金額	28				0	0	この申告 が修正申告 である場合	31				
(1)のうち年800万円 相当額を超える金額 (1)-(27)	29				0	0	この申告 が修正申告 である場合	32				
土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	33				0		この申告 が修正申告 である場合	35			0	0
同上 (別表三(二)の二「28」)	34				0		この申告 が修正申告 である場合					
所得税の額 (別表六の二(一)「6」の③)	36						この申告 が修正申告 である場合					
外国税額 (別表六の二(二)「17」)	37						この申告 が修正申告 である場合					
計 (36)+(37)	38						この申告 が修正申告 である場合					
控除した金額 (10)	39						この申告 が修正申告 である場合					
控除しきれなかった金額 (38)-(39)	40						この申告 が修正申告 である場合					

法 0301-0103-02

税理士  
署名押印